平成２１年（フ）第２８４号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住４－27号、旧住所鳥取県鳥取市田島480番地５
債務者　岡垣　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　琢生
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月14日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３号
宮城県石巻市貞山２丁目６番３－１号
債務者　遠藤　雄吾
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第５５１号
和歌山県岩出市紀泉台516番地
債務者　角谷　　進
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷美都夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７号
栃木県足利市堀込町1350番地６
債務者　戸室　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥澤　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８４１号
兵庫県尼崎市浜２丁目15番５－106号、前住所兵庫県尼崎市潮江５丁目３番40―413号
債務者　池田　晴政
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６８号
和歌山県紀の川市桃山町調月91番地１
債務者　田中　　潤
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月14日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第３９２号
福井県坂井市三国町宿３丁目12番22号
債務者　有限会社たまや
代表者代表取締役　玉谷　真三
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３３３号
愛知県犬山市大字犬山字南古券165番地１ビバ犬山502
債務者　岩﨑　健一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４４５号
函館市松川町６番14号
債務者　長内真紀子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４７号
函館市東川町13番３号
債務者　長谷川めぐみ（旧姓吉尾）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１５号
山形市東山形１丁目９番24号　クレストール東山形Ａ―101号
債務者　五十嵐　修
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２６号
山形県天童市北久野本５丁目５番１－404号　雇用促進住宅
債務者　中野　正男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３６号
山形県西村山郡朝日町大字大谷1227番地４
債務者　堀　　一行
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３８号
山形市大字風間1756番地の21
債務者　佐藤まり子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４０号
山形県尾花沢市大字尾花沢1613番地１
債務者　牧野　克子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５１号
山形市小白川町３丁目６番18―207号　ネオハイツ小白川
債務者　中里　弘太
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５４号
山形市深町１丁目７番34―503号　県営深町アパート４号
債務者　大山　香織
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所民事部